

《 出 品 規 格 》

- (1) 出品は、千葉県内の農場で生産されたものに限る。
- (2) 出品する者は、所定の出品申込書に記載し、開催 7 日前までに本会に提出するものとする。
- (3) その他、出品に際し、必要な事項が生じたときは、会長がこれを定める。

鶏卵の部

- (1) 1 点につき、鶏卵 20 個とし、本会指定の搬入方法とする。
- (2) 鶏卵 1 個の重量は、52 g 以上 76 g 未満（農林水産省鶏卵規格、MS、M、L、LL）を基準とし、基準以外のものは、5 点減点とする。

《 審 査 方 法 》

審査委員は、千葉県畜産総合研究センターの職員から、会長が委嘱した者とする。
また、審査委員の中より審査委員長 1 名を会長が指名する。

- (1) 審査は、審査基準に基づき行う
- (2) 鶏卵は、審査において順位を決定する
- (3) その他、審査上必要な事項については、審査委員会において定める

《 審査委員名簿 》

区 分	氏 名	役職名
審査委員長	大澤 浩司	千葉県畜産総合研究センター センター長
審 査 委 員	市原 裕二	千葉県畜産総合研究センター 次長
〃	嶋村 和彦	千葉県畜産総合研究センター 養豚養鶏研究室長
〃	小形 次人	千葉県畜産総合研究センター 養豚養鶏研究室 研究員
〃	能瀬 祥吾	千葉県畜産総合研究センター 養豚養鶏研究室 研究員
〃	藤平 涼央	千葉県畜産総合研究センター 養豚養鶏研究室 研究員

《 審 査 基 準 》

区分		配点	採点基準	
			減点対象	減点数
外 観 審 査	形 状	1 0	形状の不正及び卵殻粗造 1 コ	0. 5～1. 0
	色 沢	5	色沢の消失及び不同のもの 1 コ	0. 2～0. 5
	大きさ	5	不同のもの 1 コ	0. 5
	清潔度	1 0	不潔なもの 1 コ	0. 5～1. 0
小計		3 0		
割 卵 審 査	卵殻厚	5	0. 4mmを基準として0. 01下がるごとに	0. 3
	割 臭	5	悪臭、異臭のある程度により 1 コ	0. 1～2. 5
	卵黄色調	5	カラースケール 8 号を基準として 1 号下がるごとに	1. 0
	強 度	2 0	4 k g を基準として0. 1 下がるごとに	0. 5
	H U	2 5	1 0 0 を基準として5 下がるごとに	0. 5
	異 物	1 0	血斑その他異物混入の程度により 1 コ	0. 1～2. 0
小計		7 0		
合計		1 0 0		

肉斑、血斑の程度の判定基準

大 き さ	判 定	表 示
3 mm以上	プラス 3	＋ －
1 mm以上 3 mm以下	プラス 2	
1 mm未満	プラス 1	
なし	マイナス	

※審査点数が同点の場合は、割卵審査で得点の高い方を上位とし、

割卵審査の小計点も同点の場合は、出品物の鶏群の日齢が大きい方を上位とする。